

役員および評議員等の報酬ならびに費用に関する規定

一般財団法人 北海道バスケットボール協会

第1条【目的および意義】

本規定は、一般財団法人北海道バスケットボール協会（以下、「本会」という。）定款第12条および第33条、ならびに基本規定第23条役員の規定に準じ、評議員、委員等への報酬と費用の支払いに関し、一般社団法人法および一般財団法人法の規定に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

第2条【定義等】

本規定において使用する用語の定義を、以下の各号に定める。

- (1) 役員とは、本会の理事および監事をいい、評議員並びに委員を合わせて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、定款第2条に定める、本法人の事務所を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員等をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産の利益であって、その名称は問わない。費用と明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

第3条【報酬等の支給】

- 1 本会は、次の各号に規定する役員等に対し、各号に定める報酬等を支給することができる。
 - (1) 常勤役員および代表理事、業務執行理事には、月額報酬を支給することができる。
 - (2) 非常勤役員等には、日額報酬を支払うことができる。
- 2 前項の報酬の支給方法は、執行役員会の承認を得て別に定める。
- 3 役員等に、退職金は支払わない。

第4条【報酬等の額の決定】

- 1 前条第1項第1号に定める役員の月額報酬の額は、別表の役員俸給表の範囲に、評議員会の決議を経て定める。
- 2 前条第1項第2号に定める役員等の日額報酬は、20,000円を上限とし、その額は、専務理事が別に定める。
- 3 前条1(1)対し、奨励金を支払うことができる。支払いとその額は、執行役員会の決議を経て、専務理事が別に定める。

第5条【費用】

- 1 本会は、役員等がその職務の遂行に伴い発生する費用は、遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。その額は、専務理事が別に定める。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給することができる。

第6条【雑則】

本規定の執行、ならびに支給等に関し必要な事項は専務理事が別に定める。

第7条【改廃】

この規定の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

〔別表〕役員俸給表

号	報酬月額	号	報酬月額	号	報酬月額
1	50,000	6	160,000	11	220,000
2	75,000	7	170,000	12	230,000
3	100,000	8	180,000	13	240,000
4	120,000	9	190,000	14	250,000
5	140,000	10	200,000		

附 則

2017年12月2日 第2回 臨時評議員会 一部改訂
2019年6月29日 第1回 定時評議員会 一部改訂
2023年6月24日 第1回 定時評議員会 一部改訂
2024年6月29日 第1回 定時評議員会 一部改訂